

第1200号

AFN-1200

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H30. 1 / 9 (火)



あけましておめでとうございます

本年も葵総合経営センターだより週刊版「Timely」をよろしくお願ひ申し上げます。



『H30年度税制改正大綱(1) 所得控除・基礎控除の見直し』

自民・公明両党はこのほど、30年度税制改正大綱を取りまとめた。今回から8週にわたって、その概要を解説する予定。

個人所得課税の見直しについては具体的な方針が決定し、多様な働き方の拡大を受けて、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していくこととなった。第一段階として、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げる。また、所得税の課税ベースを大きく浸食し、課題となっている給与所得控除を見直すため、給与収入が850万円を超える場合は195万円に引き下げる。ただし、22歳以下または特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者には、負担増が生じないよう措置を講ずる。さらに、公的年金等控除については、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額に195.5万円の上限額を設けるほか、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超で10万円、2,000万円超で20万円、控除額を引き下げる。基礎控除においては、所得再分配機能を高める「逓減・消失型の所得控除方式」を採用し、所得金額2,400万円超から逓減し、2,500万円超で消失する仕組みとなった。

『中小企業の事業承継を集中支援 新経済政策パッケージ—政府』

政府はこのほど閣議決定した新しい経済政策パッケージに中小企業・小規模事業者等の生産性革命を盛り込み、その一環として事業承継を集中支援する方針を示した。

それによると、2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人に上り、うち約半数の127万人が後継者未定。これは日本企業全体の約3割に相当する。現状を放置し、廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われかねない。廃業企業の約半数程度は生産性も高く黒字。今後10年間程度を事業承継の集中実施期間として取り組みを強化する。具体的には▽早期・計画的な事業承継準備からその後の経営革新等への支援まで、M&Aの推進強化を含めたシームレスな支援を行う▽事業承継税制に関し、将来の経営への過大な負担が生じ得る猶予制度や、深刻な人手不足の中での雇用要件等が制度の活用を躊躇する要因になっているとの指摘を踏まえ、抜本的な拡充を実現する。このほか▽下請け取引の適正化に向けた取り組みを拡大▽中小企業等を支援する機関の機能を強化▽地域中核企業等を育成・支援。それを担い手に地域経済を活性化▽地方創生を推進▽中小企業向けの特許料金を一律半減一する方針を明確にした。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com